



GAP 普及ニュース 第21号 (2011.7)
一般社団法人日本生産者 GAP 協会
発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

巻頭言

GAP 普及と相互支援

松田友義 千葉大学園芸学部 教授
一般社団法人日本生産者 GAP 協会 理事

GAP が日本に紹介されてから既に 20 年にもなる。私をはじめ GAP に類似した概念を知ったのは、アメリカ西海岸の出荷団体 Western Growers Association を訪れたときである。彼等は農業生産現場へ HACCP の概念を取り入れようとしていた。その後、ヨーロッパで EUREPGAP が開発され、現在の GLOBALGAP に進化してくるのである。見方によっては、アメリカにおいては生産者主導による生産現場での衛生管理という方向であり、ヨーロッパでは小売主導によって農産物の仕入基準という方向で発展してきたことができる。

日本においても早くから GAP 導入の必要性が叫ばれてきたが、農林水産省、各自治体、小売業者等が独自に基準を決め、商品を差別化する一手段として普及が図られてきたように思う。2000 年の当初、トレーサビリティシステムの標準化、相互運用性の確立に携わっていた頃、GAP についても乱立の気配が見えたので、J-GAP という形での標準化を進言したりもしたが、農林水産省は気乗り薄であった。

GAP は、消費者から見ると、まだまだ得体の知れない仕組みである。安全性を担保するためのものなのか、自然環境を保全するためのものなのか、きちんと理解している消費者がいるのかどうか、はなはだ疑問である。私は、GAP は本来、農業生産者が食料生産者としての自分自身を律するためのものであり、食品の安全性や自然環境の保全、生産現場での労働安全性などは、生産者として当然行うべきことを謳ったものであると捉えている。GAP を導入し、それに添って生産を行うことによって、結果として周辺環境に過度の負担を掛けず、それによって持続可能な農業が実現できるし、生産現場での安全性も高まる。また、農産物が農場から出ていく時点で、生産物の安全性もより高くなるというようなものとして解釈している。



以前から機会ある毎に言ったり書いたりしているが、GAP は小売店の商品差別化の手段ではない。無論普及を図るためには、小売店から生産者に対して GAP を導入するよう要請するのが一番の近道であることは明らかである。しかし、小売店の店頭に並べられるものは「全て安全でなければならない」という前提に立てば、現在のような安全性を謳った

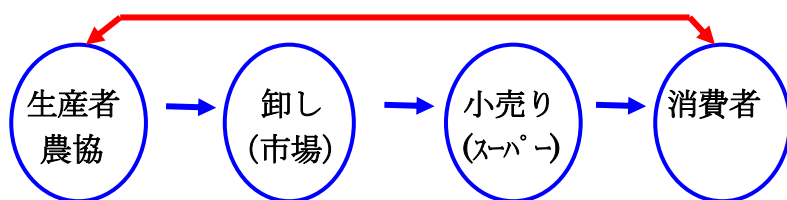
差別化には賛同できない。差別化を図るのであれば、安全性を前提として、さらに特別な特性を謳わなければならない。美味しさや栄養面での違いなどの品質面での差別化や、生産者の思いとか産地の事情とかに基づくストーリーによる差別化、安全性の上に組み立てるべき差別化の要因は幾らでもある。

普及の方法においても、サプライチェーン・マネジメントのような「管理・被管理」の構造の下での普及は、いずれは行き詰まるのではと思われてならない。GAPは、生産者が自らを律するものであるという視点に立てば、生産者が自らの発意で取り組むものでなければならないことは自明である。押しつけられてやるGAPは頸木にしかない。一度認証を受けても、明らかな効果が得られない限り、継続しようとは思わないであろう。

GAPは、安全性を担保するという意味においては、直接消費者に係わることであり、消費者の理解を前提とする。生産現場での事故を防ぐと言う意味においては、生産者自身に深く関わってくる。消費者に、より安全な食品を届けるという点では、小売業者にも関係してくる。フードチェーンという視点からは、これら三者がそれぞれ異なる立場で関係している。共通しているのは、より安全な食品を安心して購入・消費できる環境を構築するという点であろうと思われる。

GAPを普及するためには、サプライチェーンの末端にある生産者と小売業者の協力は欠かせない。その重要性をきちんと評価し、消費現場での行動で示すのが消費者の役割である。生産者と調達業者・小売業者が相互に支援し合い、お互いの立場を尊重することと、お互いのために何ができるかを考えることが基本になればならない。また、消費者がGAPをきちんと理解し、生産者・関係業者の努力を評価し、側面から支援するという体勢が整わないと、GAPが広く普及するようになることは困難である。このような相互支援の考え方、即ちお互いの立場に立って共通の目的を実現するために協働していくという考え方を基盤にすることが、GAPの普及にとって重要なことであろう。

《相互理解・相互支援》



GAPを普及するもう一つの課題は、誰がGAPを認証していくのか、認証制度をどうするのかという問題である。認証行為は、ビジネスとしてはそれほど旨味のある業務ではない。特に日本のように零細な生産者が多い国では、認証費用如何で普及度は大きく変わってくる。だからといって日佐先生がしばしば指摘されているように、マニュアル通りの認証しかできないような認証員ばか



りを多く育てても、本当の意味の GAP は普及しない。認証員・審査員をどうやって育てていくのか、出来るだけ生産者の負担を大きくしないためには認証団体はどうあるべきか、実際の認証制度の運営をどうすべきかなど、認証制度の課題は山積している。はっきりしていることは、末端の認証行為がビジネスとして成り立たなければ、認証員・審査員のなり手がいなくなるので、相応の収入が確保できるような仕組みにしなければならないことと、1件当たりの審査費用を抑えるためには、認証員・審査員一人当たりの認証件数を確保しなければならないということである。このことから逆算すれば、それほど多くの認証員・審査員は必要ないということは明らかである。当然、認証員を育成する教育システムも、ビジネスとして見た場合、その規模は小さくならざるを得ないし、大きな利益は期待できないということになる。

こうして考えてくると、GAP の普及は、正に関係者の協働、相互支援を前提とせざるを得ないことが明らかになってくる。生産者を始めとする関係者それぞれの負担はできるだけ小さくしなければならないし、最低限の費用は関係者それぞれが応分に負担するという姿勢が必要になる。その点において一番遅れているのは、受益者である消費者である。現在のような経済環境の中で、消費者に対して「幾分かでも費用負担を要求することは極めて困難である」という事情を斟酌した上で、生産側の思いを消費者側に伝えていく必要がある。GAP について、消費者にもっと良く知ってもらうという広報活動が重要になってくる。消費者が支えない仕組みは、どんなに良い仕組みであっても普及しない。GAP ばかりではなく、生産者が取り組んでいる諸々の制度について、あらゆる機会を捉えて消費者に知ってもらう努力が必要とされている。

《バーチャルシンポ特集③》

日本 GAP 規範に基づく農場評価（認証）制度の構築

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

GAP (Good Agricultural Practice) は、「適正な農業の行為」という意味です。実際に行われている農業の行為が適正かどうかは時代とともに少しずつ変わるものですが、基本は、「法令を遵守しているか」、「地域社会のルールに合っているか」、「農学的合理性があるか」、「農業倫理的であるか」などによって判断されるものです。EU では、これらの判断基準を示す『GAP 規範』(Code of Good Agricultural Practice) を各国・各地域で策定するように指示しています。日本ではこれまで正しい農業実践の判断基準を示すための「GAP 規範」というものが作られてきませんでした。そこで、一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、この度、全国の GAP 関係の専門家と GAP を推進する地方行政や農業協同組合等の多くの方々との協力を得て『日本 GAP 規範 ver.1.0』を策定しました。

この日本 GAP 規範は、日本の「自然環境や農業環境の保全」、「農業に携わる人や生活者の安全」、「農産物・食品の安全」のために、農業現場で起こる可能性のある様々な危害について農業者自身がリスクを評価し、許容範囲を超えるリスクを回避するための「課題」とその「根拠」及びリスク回避の「方法」などを示唆するものです。

EUでは、①国等の定めるGAP規範が直接支払いの環境配慮要件（クロス・コンプライアンス）になっていますから、行政が農業生産者の査察を行い、違反者には3%から最大100%の補助金の削減という制裁が課せられます。また、②欧州の代表的なスーパーマーケットでは、国等が定めるGAP規範の遵守を前提に、農産物の仕入条件として農業生産者に特別な「農場認証（FA：Farm Assurance）」を要求しています。その他に、③全国農民連合（NFU：後述のレッドトラクターの記事参照）が運営する農場認証制度があり、生産者と消費者との間の信頼の懸け橋になっています。

日本には、①政府による農家への直接支払いに対してEUのような環境配慮要件はなく、②スーパーマーケットは農場認証を仕入条件にはしていませんが、食品安全への要求が強くなっています。また、環境保全と食品安全に対する行政指導等から「農業者はGAP（適正農業管理）でなければならない」という機運が強くなってきました。そして、③都道府県などが「人と環境に優しい地域農業」を推進し、地元の農産物の販売促進を行うための認証制度を始める事例が増えてきました。

一般社団法人日本生産者GAP協会では、「日本GAP規範」の内容について、農業者がどれだけ意識し、何処まで遵守しているかについて、個々の生産者や生産者グループ等の実施レベルを評価する「農場評価（認証）制度」の構築を目指しています。この制度は、それぞれの生産者や生産者グループが、環境と人に優しい農業実践により、安全で品質の良い農産物を生産する持続的な農業生産をどの程度まで達成しているかを明らかにし、認証する制度です。同時に、消費者基点から生産者の立場に立って、農場管理の「何処が問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「その根拠は何か」、「問題を改善するためにはどうすれば良いのか」などについて、農業経営や生産技術の改善指針を提供します。

この新しい「農場評価（認証）制度」によって、農業者自身が、GAPの必要性やGAPの意味、内容についてよく理解し、全ての農業者が自らGAPを実践することに努めるようになることを目指します。また、この評価制度は、環境問題や食の安全問題などに関心をもつ消費者に対して、環境と人に優しい農業実践を進めることにより、安全で品質の良い農産物を持続的に生産している農業生産者や産地等についての情報をお知らせする評価システムでもあります。

新しい農場評価（認証）制度の概要

日本GAP規範に基づく新しい農場評価（認証）制度は、個々の農業生産者や生産者グループなどが、健全な農業を行うための指標を得られる農場評価（認証）制度です。農場の評価では、日本GAP規範評価規準により、その農場の状況を検査して日本GAP規範がどの程度遵守されているかを判断します。単独の生産者の場合は農場の検査を行い、生産者グループではその他に生産者を取りまとめる組織の監査を行います。

日本GAP規範に基づく評価規準は、以下の6つのカテゴリーで構成されています。

1. 農場管理システムの妥当性
2. 土壌と作物養分の管理
3. 作物保護と農薬の管理
4. 農業施設・資材と廃棄物の管理
5. 農産物の安全性と食品衛生の管理
6. 労働安全と福祉の管理

一般社団法人日本生産者GAP協会は、GAP検査員およびGAP監査員が日本GAP規範の農場評価に関する一定レベルの専門的な知識と技量



を持っていることを保証するために、定期的にGAP検査員およびGAP監査員を教育し、公平で首尾一貫した農場の検査と監査が実施できるようにします。このために、協会では、以下のようなGAP検査員、GAP監査員、GAP指導者を養成します。

- 1) GAP検査員は、GAP基礎講座を修了し、GAP検査員試験に合格した者とする。
- 2) GAP監査員は、GAP検査員で、GAP監査員試験に合格した者とする。
- 3) GAP指導者は、GAP監査員の中からGAP指導者試験に合格した者とする。

農場評価の結果は、農場検査の「合計点数」で表現され、「総合評価」で認証されます。評価点は、評価対象農場の総点数を1,000点満点とし、評価規準の個々の管理項目の評価レベルに応じた点数を減じた数字で示されます。

リスクは、有る「○」か無し「×」かで判断されるものではありません。したがって、管理項目ごとの評価レベルを「0：問題なし」「-5：軽微な問題」「-10：潜在的な問題」「-15：重大な問題」「-20：不適合」の5段階で評価し減点します。また、環境便益に関する項目では「+評価」もあります。



「日本GAP規範農場評価制度」としての段階的許容範囲を、暫定的に、総合評価A：900点以上、B：800点以上、C：700点以上とし、700点未満はD：不適合とし認証します。今後、多くの試行を重ねて、この数値を確かな裏づけのあるものにしていく考えです。

日本GAP規範に基づく「農場評価（認証）制度」に参加する農業生産者は、経営改善の指標として判定された「合計点数」と「総合評価」をもとに、農場の一層の改善を進め、健全な農業の実現に努めることとなります。

「日本GAP規範農場評価制度」は、農業生産者のための「GAP教育システム」です。農業生産者は、評価結果に基づき「自然環境と農業環境」、「農業に携わる農家と生活者」、「生産される農産物と食品」などに関するリスクを低減する計画を実践するものです。

《バーチャルシンポ特集④》

「栃木県 GAP 規範」に基づく新たな GAP の推進

栃木県農政部経営技術課
環境保全型農業担当 高崎 正

1. 栃木県における GAP の推進経過

(1) 栃木県 GAP 導入指針の策定

平成 18 年 3 月に、栃木県における GAP の推進方針および導入方法をまとめた「栃木県 GAP 導入指針」を策定した。

指針における「GAP 推進のねらい」は以下の 3 項目である。

- ① 本県農産物の安全性と品質を高める（食品安全）
- ② 農産物の生産に伴う環境負荷を軽減する（環境保全）
- ③ 農業従事者の健康被害を防止する（労働安全）

(2) GAP 実践マニュアルの作成

平成 19 年 3 月に、栃木県 GAP 導入指針に基づき、農産物の生産工程上のリスクを評価し、そのリスクを回避するための管理基準を策定し、整備すべき文書類等をまとめた「GAP 実践マニュアル」を作成した（生食用いちご、トマト、ほうれん草、梨およ

び平成 21 年にぶどうを追加し、計 5 品目)。

実践マニュアルを基に GAP 自己点検シート(生産者用チェックシート)を作成し、生産者に配布、農協等と連携して GAP を推進した。

(3) GAP 重点推進対象品目の設定

平成 19 年度に、いちごをはじめとする GAP 重点推進対象品目を設定し、その全生産者を対象に品質向上に関する項目も追加して GAP を推進した。

年度別 GAP 重点推進対象品目

導入年度	H19	H20	H21	H22	H23
推進品目	いちご 麦	トマト なし	にら ぶどう	なす 大豆	米、ねぎ きゅうり

(4) GAP 精度向上対策

GAP の精度向上を図るため、平成 20 年度から栃木県内 11 農協を対象に専門機関(株式会社 AGIC)による GAP 実践状況の調査およびコンサルティングを実施した。

2. GAP 導入産地の課題

- (1) 多くの生産者は、「GAP は、チェックシートによる点検」であると認識している。県もチェックシートにより取組項目を示してきたが、「なぜ、その取組みが必要なのか」という根拠や、「ではどうすれば良いのか」という実践方法を明確に示してこなかったこともあり、生産者の間で「シートをチェックしていくことが負担である」という声が聞かれた。
- (2) 農協等の GAP 事務局も GAP の推進についてチェックシートの配布・回収に重点を置きがちであり、この方式を数年繰り返すうちに、このような取組みへ疑問をもった関係者もいた。
- (3) GAP 実践状況の調査の結果、専門機関の監査に比べて、生産者の自己評価の適合率が 10 ポイント以上も高く評価されていることが明らかになった。
- (4) 以上のように、現場では、GAP に対する説明と理解の不足に起因するとみられる負担感を抱えている。「GAP=チェックシート」ではなく、GAP の正しい理解の醸成を図ることが、GAP 推進上の大きな課題である。

3. 「栃木県 GAP 規範」の編さん

(1) 編さんのきっかけ

平成 22 年 4 月 22~23 日の GAP 導入シンポジウム「欧州の適正農業規範に学ぶー日本農業のあるべき姿を求めてー」に参加し、GAP 規範の重要性を認識した。現場の課題解決のためには、農業者等に対し、GAP に取り組む意義や法令等の根拠と併せて、適切な実践方法を明確にした GAP 規範を提示し、GAP の一層の理解を促進する必要がある。

(2) 編さんの方針 GAP 規範を「生産者の手にとってもらい、見てもらう」ものにする。

(3) 栃木県 GAP 規範の特徴

① GAP 規範の構成

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(H22.4.21 農林水産省)にならい、GAP の取組みを目的ごとに大別し、「食品安全」「環境保全」「労

働安全」 「農業生産工程管理の全般に係る取組」 の 4 本柱の構成とした。

② 取組項目数

ガイドラインの野菜 46 項目、米 41 項目、麦 37 項目（共通項目は 35 項目）から取組項目を選定し、50 項目とした。

③ ページの構成

「イングランド版適正農業規範 私達の水・土壌・大気の保護」（山田正美訳 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 2010 年 4 月）12 ページを参考にした。

また、1 取組項目につき、見開き 2 ページを基本とした（全 101 ページ）。

農薬の使用	取組項目の区分	農業者が実践すべき取組項目 (GAPの実践事項)
2 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）		「なぜ、この取組が求められるのか」取組む理由を説明
※ 特に重要な「法令上の義務」に関する取組項目は赤字		「では、どうすればよいのか」適切な実践に向けた具体的な方法等を解説
農薬は、登録に当たって毒性評価を行い、 表示内容を守って適正に使用しなければなりません。		
【適切な実践】 1 農薬のラベルには、その農薬を効果的で安全に使用するための事項(農薬の使用基準や、使用上の注意事項)が表示されています。 2		
関連写真 イラスト		主に、取組項目の根拠となっている法律や通達等について、ポイントを提示
☆ポイント ○農薬の容器又は包装のラベルに記載されている表示内容 1 農薬を使用できる農作物 2		
関連法令等	取組項目の根拠となっている法律や通達等	
○農薬取締法（昭和23年法律第82号）		

④ 主な参考文献

- ・ 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン参考資料集（農林水産省生産局 平成 22 年 4 月）
- ・ 日本適正農業規範（未定稿）（日本生産者 GAP 協会 平成 22 年 10 月）
- ・ 適正農業規範「GAP 導入」（田上隆一編著 2009 年 1 月 30 日）

・農薬概説（2010）（日本植物防疫協会 平成 22 年 6 月）

(4) 意見の聴取等

栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会等の関係団体、普及指導員や県関係各課に意見照会したほか、2月1日に学識経験者、農業団体、消費者団体、県関係課等からなる「栃木県 GAP 推進会議」において、規範に対する意見を聴取した。

(5) 規範の発表等

2月9日にJAグループ栃木主催の「栃木県 GAP 推進大会」（農業者、農協及び県等300名出席）において、栃木県 GAP 規範（暫定版）を発表した。

3月25日に関係機関等に完成版を配布した。農業者には、JAグループ栃木等が印刷・製本し、配布する予定である。

また、2月5日から隔週で、栃木県農業協同組合中央会が日本農業新聞（栃木県版）に栃木県 GAP 規範の取組項目を解説した「GAP 理解促進講座」を連載している。

4. 今後の GAP の推進

(1) GAP についての一層の理解の促進

農業者等に GAP 規範を提示し、一層の理解を促進する。併せて「具体的にどのようにすれば良いのか」を解説した GAP 実践ガイドを作成する。

(2) 実効性の高い取組みの促進

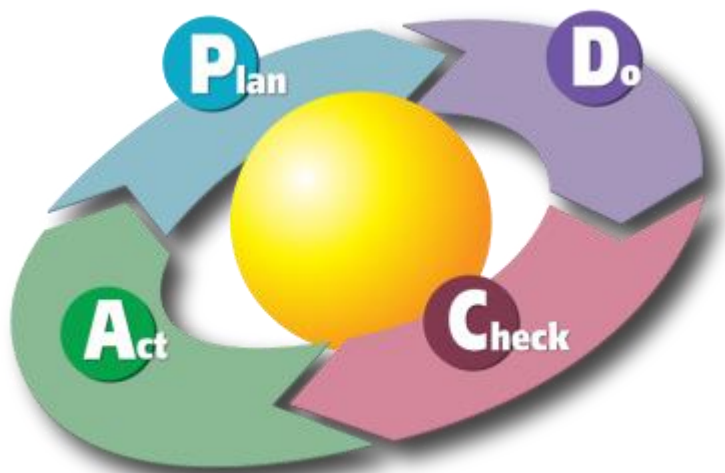
GAP 実践状況の調査で明らかになった問題点や国のガイドラインを踏まえ、生産者と事務局の取組み精度の向上を図るため、客観的な農場点検の導入を推進する。

(3) 推進体制の強化

JA等、栃木県内の関係団体における取組みの機運が高まる中、関係機関・団体が一体となった GAP 推進のための体制を強化し、取組みを充実する。

農業団体を中心とした「栃木県 GAP 推進会議」においては、本県の GAP の取組みの持続的な改善を図るため、県段階での PDCA サイクルを実践する。

《GAP（適正農業管理）における「P・D・C・A」サイクルは、生産者の個人レベルでチェックするのに用いられるものではなく、地域や組織全体で GAP を実践する場合に、その管理計画が適切に機能しているかどうかを確認するために、地域や組織全体の検証として用いられるものである》



PDCAサイクルの概念図

《バーチャルシンポ特集⑤》

『環境保全のための GAP』（2）

岡林俊宏氏 高知県農業振興部環境農業推進課



畑には、私達の食べ物となる作物の他に、害虫や害虫を食べる虫（天敵）、害虫でも天敵でもない虫など、たくさんの生き物達が住んでいます。また農産物を生産するためには、害虫や天敵の密度を管理する必要があります。農業は、環境や生物多様性と相互に関わり合う産業なのです。

高知県では、施設を利用して野菜や果物、花などの園芸作物を作る施設園芸が盛んです。施設園芸においても、人と環境にやさしい農業（環境保全型農業）が進み、農業者、関係団体、行政そして県民が一丸となって取り組んでいます。中でも、高知の恵まれた自然の中に生息している土着天敵を利用する独自の取組みが県内全域へ広がってきています。



ハウスの中の生態系は里山の自然とつながっています。

農薬だけに頼らない高知県農業

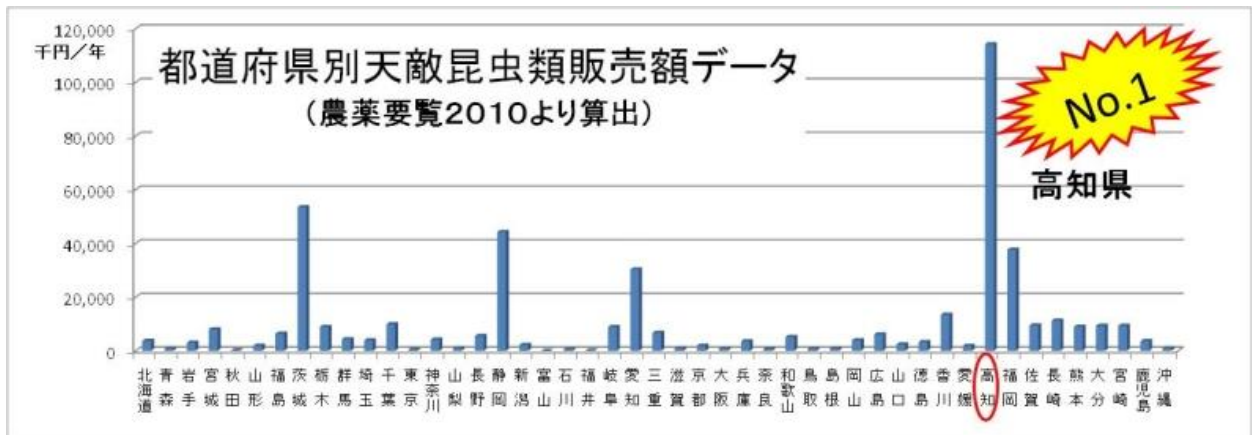
天敵を使ったIPM

Kochi county agriculture doesn't rely only on chemical pesticide
Integrated Pest Management system that operates with natural enemies



地域の環境、そして地域に住んでいる生き物を守るため、高知県では農薬だけに頼らない方法としてのIPM（総合的病害虫管理）を進め、県内全域・全品目への普及を図っています。中でも「天敵」を使う技術が広く普及しています。天敵とは、害虫を食べたり、害虫に寄生したりして退治する虫のことで、高知県内ではすでに1,300戸以上の農家が利用しています。

天敵を使うことで、化学合成農薬の使用量を大きく減らしていくことができます。農家にとっては農薬の散布という重労働を減らすこともできます。また、天敵を使うためには、農薬などの資材について天敵等の昆虫に対する影響が少ないものを選んで使う必要があります。その結果、ミツバチ等を使った交配も可能となります。さらには、周囲の自然環境や生態系への負荷を減らすことにもつながるのです。



高知県内での天敵利用農家数
と普及率（面積率）

- ナス類：621戸（59%）
- ピーマン：244戸（85%）
- シシトウ：206戸（70%）
- ミョウガ：186戸（45%）

他



生物多様性と産業の連携

土着天敵でつながる農業

Links biological diversity to Industry

Collaboration has been formed thanks to the introduction of natural enemies of Kochi county



天敵の中には、生物農薬として販売されているものもありますが、「土着天敵」という、畑の周りの身近な自然の中にある地元の天敵達もいます。一方、作物に被害を与える害虫の中には、海外から日本にやってきた侵入害虫が増えてきています。高知県では、それらの害虫から農産物を守るため、土着天敵を積極的に利用しています。

天敵の利用には、農家が天敵と害虫のバランスを見極め、数週間先の状態まで先を読んだ対応が必要となってきます。しかし、自然に暮らす土着天敵は、その生態や効果が全て明らかになっているわけではなく、野外で採取できる時期も限られています。そこで、土着天敵を農業技術として安定的に利用するため、高知県では土着天敵の温存技術が開発され、地域や品目を越えた協力体制が広がっています。



生物多様性を守る活動と共に、農家同士の情報も地域を越えて伝わっていきます。

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、農業情報学会
共 催：東京大学大学院農学生命科学研究科 生態調和農学機構
株式会社 AGIC

第 23 回食・農・環境の農業情報ネットワーク全国大会

2011 年秋期 GAP シンポジウム

『日本 GAP 規範と農場評価制度』

— GAP 教育システム —

日 時：2011 年 10 月 24 日(月)～25 日(火)

会 場：東京大学弥生講堂（東京大学農学部内）

《10 月 24 日》

主催者挨拶 二宮正士 日本生産者 GAP 協会 常務理事
農業情報学会副会長
東京大学教授・生態調和農学機構

基調講演 『適正農業規範は日本農業の道しるべ』
山田正美 日本生産者 GAP 協会規範委員長

講 演 『GAP の正しい理解 —日本の現状と課題—』
田上隆一 日本生産者 GAP 協会理事長

講 演 『「栃木県 GAP 規範」に基づく新たな GAP 推進』
高崎 正 栃木県農政部経営技術課環境保全型農業

講 演 『富山県 GAP 規範』 未 定

講 演 『長野県 GAP 規範』 未 定

総合討論 『日本 GAP 規範の活用と地域 GAP 規範の作成』

情報交換会 『GAP に取り組む都道府県担当者相互と関係者の情報交換会』

《10 月 25 日》

記念講演 『食料生産の価値の総合評価』 鈴木宣弘 東京大学大学院教授 依頼中

講 演 『日本 GAP 規範農場評価制度の概要』
田上隆一 日本生産者 GAP 協会理事長

事例報告「日本 GAP 規範農場評価制度の実証結果報告」

- ・ JA の取組みと評価経過
- ・ 生産組合の取組みと評価結果

総合討論 『日本的農場認証のあり方・農場評価と生産者・産地の取組み』

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第 11 回一

ビジネスモデルとしての GAP による農場認証制度 EUREPGAP (GLOBALGAP) の普及

田上隆一

EUREPGAP の戦略

スーパーマーケット独自の農場認証であるテスコの GAP 規準を見てきましたが、テスコは、契約農家にネイチャーズ・チョイスという実施規則を要求し、その遵守状況を検査して、問題がなければ、その生産者の農産物の仕入れを可能としたのです。1990 年代には欧州の多くの小売業（スーパーマーケット等）がそれぞれ自らの認証規準を取引き農家に義務付けて実施してきましたし、大手の小売業では現在もそれが主流（連載 8 参照）です。

しかし、実際に取り扱う農産物は、スーパーが出店していない国からの農産物も多く、EU 域外の国の農産物も数多く取り扱っています。消費者に対する自社ブランドの確立のために、これら全ての取扱い農産物の農場認証を行うと手間も経費もかかり、小売業が負担に感じるようになりました。そこで登場したのが EUREP（欧州小売業組合）の作った EUREPGAP 農場認証制度です。輸入農産物の取引きに対して「第三者が農場認証を行い、その経費を生産者側に負担させる」というビジネスモデルを作りだしたのです。

輸入農産物の仕入条件として

日本で最初に EUREPGAP 認証を取得した青森県の片山りんご(株)は、1999 年からイギリスにりんごを輸出していましたが、その契約が決まる前年に、販売先の EWT 社（イギリス）から実施規則を渡され、その遵守状況について EWT 社の検査を受けることになりました。EWT 社の社員と同社の依頼を受けた検査官が片山農場を訪問し、農場管理の実態について帳簿を閲覧し、計画・実施・記帳、作業現場の状況から従業員のヒアリングまで検査し、問題点を指摘しました。片山りんごは、それらの問題点を全て解決して取引契約がまとまりました。この検査の際の渡航費を含む一切の費用は EWT 社の負担でした。

日本のアメリカ系資本のスーパーでは、現在でも買手であるスーパーが経費を負担して農場検査を審査会社に依頼しています。買手にとっては、自社のリスク管理、危機管理のためですからスーパー側の経費負担は当然ということでしょう。

2002 年 7 月に EWT 社から片山りんごへ EUREPGAP 農場認証を取得するように要請が来ました。それは、「農産物を供給するものは、2002 年 10 月までに EUREPGAP に登録し、審査会社と認証審査の契約をして下さい」そして「2004 年 1 月までに EUREPGAP の検査を受けなければなりません」さらに「2005 年 1 月までには、検査項目の“重要事項”に不適合があれば全て是正しなければなりません」という内容で、「これが満たされなければ、今後の取引はできません」というものでした。

販売側の安心コストを生産側に転嫁

EU の共通農業政策では、2005 年から加盟各国で全ての農業者にクロスコンプライアンス（環境配慮要件）を義務化しました。これによって、「農業者が農業補助金（個別支払）を受取るためには、適正農業規範を守らなければならないこと」、「補助金を支払う各国政

府は、毎年一定の範囲で農業者に対して査察を行うこと」が EU の法令で義務付けられました。この政策に併せて、EUREP（欧州小売業組合）は、EUREP 農場認証制度に参加するスーパーマーケットに農産物を販売する者、特に海外から輸入する農産物に対して農場認証を取得することを仕入れの条件にしたのです。

EUREPGAP による農場認証制度は、販売店や卸売業者が行っている農場の審査を標準化して、買手側のコスト圧縮を図ろうというものです。現在、GLOBALGAP という名称に変更して運営している国際事務局の FOODPlus 社（ドイツ）のクリスチャン・ムーラー氏は、欧州の主なスーパーに呼びかけて、主な小売企業が許容できる GAP 規範の最低限度を取りまとめ、そこから農場の認証規範を作ることで、加盟企業の共通農場認証制度を作ったのです。この共通農場認証制度の作業は、1997 年に EUREP（欧州小売業組合）の農産物研究チームにより始められました。早くから GAP 実施規則に取り組んできたイギリスのテスコは、その推進役を果しています。

EUREP が共通農場認証制度としての GAP 規範を作る狙いは、仕入先農場認証に係るスーパー側のコスト低減です。小売業者は、仕入先の国・地域によって異なる「GAP 規範」に対して、自社の仕入れ規範を合わせていくコストと、自社規範の指導と認証のコストなどが負担になります。輸出する農業生産者は、売り先ごとの仕入れ規範に従う煩わしさがなくなります。EUREP は、これらのコストを農産物流通ビジネスに係るコストとして標準化し、全体の金額を削減することを提案しました。そして、そのコストを生産者側に負担させるために農場認証規範を標準化し、第三者認証制度を作ったのです。このビジネスモデルによって ISO などの審査認証会社の認証ビジネスの幅も広がったのです。

GAP 規範を利用した仕入基準としての農場認証

EUREP は EU 加盟各国の GAP 規範を検討し、商業的に利用できる農場認証規範の標準化を考えたのです。各国の GAP 規範の中で共通する項目を取り出して規範に反映させています。その内容は、EU が規定する共通の GAP 規範と加盟国が規定している GAP 規範の項目です。各国が規定する GAP 規範の項目には他の国にはない独自の規定もありますので、EUREP ではそれらを除いた規範を共通の規範とすることで、EUREP に加盟する小売業者の許容範囲としたのです。その意味で「EUREPGAP（GLOBALGAP）規範は、EU 域内で要求される最低限の GAP 規範」と言うことになります。従って、テスコがそうしているように、加盟する多くのスーパーは、自社の認証でグレードの高い商品を仕入れ、EUREP の認証でグレードの低い商品を仕入れて品揃えをしているのです。

このように EUREPGAP 規範は、EU 加盟各国が規定している食品安全と環境保全および動物保護などについての GAP 規範を守ることを大前提に作成されています。つまり、EU の共通農業政策が推奨している Code of Good Agricultural Practice（GAP 規範）の遵守、つまり Bad Practice にならないための様々な規則や指令、その他の規定に従うことが第一義であり、その規範の商業的利用として、食品安全のための HACCP 概念を「食品取扱者としての管理要件」に加えたものが EUREP の GAP 規範になっています。例えばトレーサビリティとその記録や取引契約などの経営体としての管理が出来ていること、および食品取扱者としての衛生管理が出来ていることなどです。

イギリスのレッドトラクター表示制度について

(その1) 設立の経緯と現在までの変遷

日本生産者 GAP 協会理事 山田正美



イギリスには、自国産農産物の栽培・飼養から流通・加工・包装、販売までの一連の過程を高い管理規準で保証するレッドトラクター (Red Tractor) という表示制度があり、国民の間に良く知られています。これは単に食品の安全だけではなく、農村景観を含めた環境保全や、家畜を苦痛から解放するアニマルウェルフェアなどに関する高い管理規準を満たしていることを保証するシステムになっています。

この制度は、2000年6月に開始されて以来10年以上経過し、現在はイギリス国内で広く定着してきており、民間ベースでのGAPの推進に大きな役割を果たしています。このGAP普及ニュースで紹介することで日本のGAP (Good Agricultural Practice : 適正農業管理) を考える上での参考にしていただければと思います。

今号から連載をスタートしますが、皆様のご意見をお待ちしています。

設立の経緯

1990年以前のイギリスでは、それぞれの食品会社が独自の基準を設けて食品の安全性を確保していましたが、1990年代の終わりになると、食品会社が独自に行うよりは、作物、食肉、酪農などのそれぞれの食品産業部門の中で全国的に統一された管理規準により検査する方がはるかに効率的で判りやすいことが認識されるようになってきました。

一方で、1990年代にはBSE (Bovine Spong Encephalopathy : 牛海綿状脳症、通称「狂牛病」) が大きな問題となっており、イギリス政府が大量の牛 (最終的に630万頭余り) を焼却処分するなど、食の安全に対する不安が高まっていた時期でもありました。

この時期に行われた消費者の意向に関する研究によると、買い物客は農業者や生産者が適正農業管理の規準を満たしているという保証、すなわち農業者が行っている環境保護やアニマルウェルフェアの取り組みを独立した検査官が検査しているということを確認したいという意向を持っていることが示されました。また、消費者が購入する商品にトータルで信頼を与え、容易に認識できるシンボルを望んでいることもわかりました。

こうしたことを踏まえ、イギリスのNFU (National Farmers' Union : 全国農民連合) による一連のワークショップを通して、1999年10月に「リトルレッドトラクター」ラベルを導入する構想が固まってきました。このマークの狙いは、消費者が店舗の中で簡単に認識でき、また生産・栽培・流通過程や品質について一定規準による監視が行われていることを保証し、かつ多様な農畜産物をカバーする単独の認証マークにすることでした。

その後、大手スーパーの参加も得て、青果物・食肉・乳製品を統合する単一の食品マークであるリトルレッドトラクターのロゴが決まりました。2000年の春にリトルレッドトラ



発足当初のロゴマーク
リトルレッドトラクター

クターのラベルの承認を管理するための独立機関として NFU の関連団体として AFS (Assured Food Standards) を設立し、各保証スキームの規準を満たす生産者・食品加工業者・包装業者にラベルの使用ライセンスを与えるようになりました。こうしてリトルレッドトラクターロゴの導入は 2000 年 6 月 13 日に開始されたわけです。

ロゴマークの改訂

その後、レッドトラクターの会員は増加し、2005 年にはレッドトラクターロゴの変更を行っています。初期のロゴに表示されていた“British farm standard”（イギリス農場規準）という文字が“Assured Food Standards”（保証食品規準）に変更されるとともに、イギリス国旗の図案を取り入れています。文字の変更は、レッドトラクターに付託された権限が、農場における規準に適合しているだけではなく、加工施設や包装まで含めた食品の安全、品質を維持している規準に適合していることを反映させたものになりました。また、新しいデザインにイギリス国旗を追加した理由は、買い物客にその食品がイギリス国内の農場から来たことを簡単に見分けられることも目的としています。



2005 年に改訂された
ロゴマーク

現在、このレッドトラクターに加盟している農民は 78,000 人で、食品加工業者や食品包装業者 500 社以上、飲食業提供業も 2,000 社以上が参加しています。農民の加盟率は、部門により 70%~95%となっています。品目にもよりますが、国内農産物の 80%程度をカバーしており、かなり定着しているといえます。2010 年 6 月は設立してから 10 年目に当たり、レッドトラクター週間を設けるなどしてマスコミにも取り上げられていました。

次号以降、レッドトラクターの認証スキームなどについて順次掲載していきます。

(主な参考資料)

1. レッドトラクターホームページ (<http://www.redtractor.org.uk/>)、2011.2 取得
2. レッドトラクターPR パンフレット、2010.11
3. (社) 全国農業改良普及支援協会「イギリス、オランダにおける民営化後の農業改良普及活動と環境保全型農業及び食の安全・安心への取り組み」2005.3
4. 日本貿易協会 (JETRO)「英国における食品の安全性確保の取組み (要約)」2003.2
5. レッドトラクター担当者の私信、2011.6

『日本 GAP 規範』(日本適正農業規範) の簡単な紹介 (第 5 回)

山田正美 (GAP 規範委員会)

[注: 文中 () 内の参照番号は「日本 GAP 規範 Ver. 1.0」の項目番号です]

今回は、第 2 章の最後である 8 節「重金属などによる土壌汚染の防止」と、第 3 章の「農場における水管理」について紹介します。

第2章8節 重金属などによる土壤汚染の防止

作物の生育に悪影響を及ぼす有害物質あるいは農産物中に蓄積する有害物質のうち、土壤に由来するものを取り扱います。その中には、カドミウムのような重金属類、過去に使われた農薬が土壤中に残留している POPs（残留性有機汚染物質）、事故により流入した油類、さらに福島第一原発で放出された放射性物質などがあります。

土壤汚染の厄介なところは、一旦汚染されてしまうとその原因物質を土壤から除去することが非常に困難になります。そのため、以下のことに留意することが重要となります。

- ・古い鉱山が上流にある場合など、何らかの理由で土壤汚染が心配される場合は、公的機関に相談したりして確認して下さい。(2803 参照)

- ・水稻の場合、土壤中のカドミウム濃度が同じでも、栽培方法により玄米へのカドミウム蓄積量が大きく変わるので、確実に吸収を抑制する栽培方法を採用して下さい(2804 参照)。万一玄米や精米中のカドミウム濃度が 0.4ppm を超えた場合は出荷することができません。

- ・豚の飼料には、牛や鶏の飼料と異なり、銅や亜鉛が多く含まれているので、豚糞を堆肥として農地に還元する場合には、銅や亜鉛が過剰に蓄積しないよう留意して下さい(2805 参照)。

- ・重金属濃度が比較的高い下水汚泥などの有機質資材等を農地へ多量に施用することは避けたほうが良いのですが、もし施用する場合には、資材に含まれる重金属の土壤への蓄積に注意する必要があります(2806 参照)。

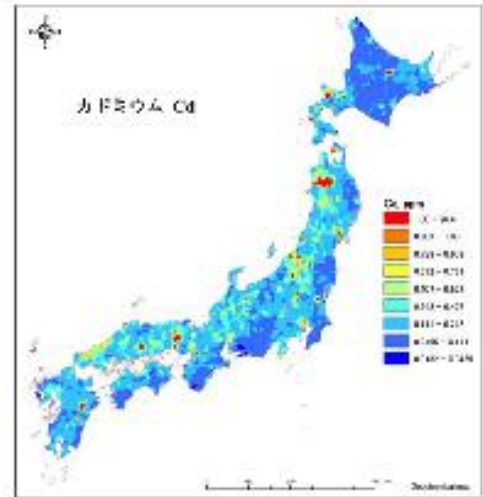


図1 カドミウムの地球化学的分布
(産業総研)

POPs : POPs（残留性有機汚染物質）については、過去に大量に農薬を散布したようなところでは、土壤中の分解が遅いため、現在でも農産物中に残留基準値を超える農薬が検出されること（時々、マスコミで基準値オーバーが報道されている）があることを念頭に、そのような圃場では、食用以外の花卉の栽培や POPs を吸収しにくい作物の栽培など、普及員や営農指導員と相談して対応する必要があります（2807 参照）。

油類 : 事故などにより土壤に流入した油類については、拡散しないようにし、できるだけ物理的に取り除いたうえで、残ったものについては土壤中での分解を待つようにして下さい（2808, 2809 参照）。

放射性物質 : 放射性物質による作物汚染の記述についての[2801]は、福島第一原発の事故直後に出た農林水産省の情報に基づき示したものです。その後、多くの情報が提供されていますので、以下に示した農林水産省のホームページなどを参考にして最新の情報を入手して下さい。 http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2.html (2011年6月18日確認)

第3章 農場における水管理

日本は温帯モンスーン気候に位置しているため比較的降水量が多いという特徴があります。こうした水資源は生活や農業用水として使われており、水を通した環境汚染防止の取

組みが重要になっています（3102 参照）。特に農業においては、工場排水のように 1 ヲ所から高濃度の汚染水が排出される「点汚染源」ではなく、肥料や農薬等のように農業に不可欠な資材から少しずつ環境に流出することにより、地域全体の環境に影響を及ぼすことになる「面汚染源」であることが多く、このことに充分注意する必要があります（3103、3104 参照）。

第 3 章 2 節 水田における水利用

水田での稲作は多量の水を必要としますが、その中に溶け込んでいる肥料成分や農薬は、たとえ濃度が薄くても、量が多ければ環境に対して影響を与えることになる（3202 参照）ので、特に以下の点に留意して下さい。

- ・ 代掻き時の濁水には窒素やリン酸などが多量に含まれており、排水路への流出は湖沼の富栄養化の原因ともなるので、落水を避けるとともに、畦畔からの漏出を防いで下さい（3203 参照）。

- ・ 田面への除草剤の散布では、落水や掛流しをしないことはもちろんですが、大雨で田面水が畦畔から溢れ出ることが予想されるときには、散布を控えて下さい（3204 参照）。



写真 1 水田の代掻きと濁水

第 3 章 3 節 畑地における灌水

畑地は水田と違って水を蓄える機能はなく、雨水と、一部灌水によって水が補給されます。その場合の留意点には以下のようなものがあります。

- ・ 灌水装置を使う場合は、適切な灌水の時期と量、方法を選択して下さい（3302 参照）。

- ・ 作物が必要とする量以上の窒素は雨水などにより硝酸塩として流出し、地下水汚染や河川水汚染の原因となるので、必要最小限の施用として下さい（3303 参照）。

- ・ 土壌浸食による土壌粒子の河川流入も水生生物に影響を与えるので、流亡しないようにして下さい（3304 参照）

第 3 章 4 節 家畜等による水質汚染の防止

放牧家畜は、糞尿で川や池を汚染することがあるので、そのような場所には近づけないようにして下さい（3402 参照）。また、家畜糞尿や下水汚泥などから製造した堆肥も、河川や湖沼に流出するとアンモニアや高い BOD による酸欠を招き、水生生物を死滅させることがあるので注意して下さい（3403 参照）。

また、牛などの反芻家畜自身も硝酸塩や亜硝酸塩で汚染された水を飲用すると健康障害を生じるので、安全な水の供給に努めることが必要です（3401 参照）。



絵 1 放牧家畜による河川の汚染

第3章5節 天水貯留と水資源管理

河川水が少なく溜池を利用しているところでは、周辺から養分の多い水が流れ込み、富栄養化しやすいので浄化に努める必要があります（3501 参照）。島嶼においては雨水を地下に貯めるなど、地域として適切に水を管理することが重要です（3502 参照）。



写真2 農業用水の溜池

「ミツバチの羽音と地球の回転」と「フード・インク」を鑑賞して

(株)AGIC 山藤万里子



東日本大震災から3カ月を迎える6月11日（土）、復興支援チャリティー映画会を鑑賞に行きました。映画は「ミツバチの羽音と地球の回転」と「フード・インク」の2本立てで、とてもタイムリーな映画上映だと思って楽しみにしていました。

映画の感想を文章に書き綴るのは、とても難しいものです。簡単に言えば、「とても良かった」と「とても気持ち悪かった」ということになります。

映画の内容をご存知でない方は、上映している場所をネット検索して下さい。そして、是非一度は見て欲しいと思います。

さて、この映画を見て考えたことは3つ、「原発は絶対に要らない」ということと、「愛されない家畜の肉は食べたくない」ということ、そして「利権」です。どちらの映画にも共通しているのが、この「利権」という魅惑的な魔物です。

利権についてはひとまず置いて、人の寿命の話です。6月12日のNHKスペシャルは「寿命は延ばせる」、「若返り長寿遺伝子発見!」、「糖尿病や認知症も予防できる夢の長寿薬!」という遺伝子の特別番組でした。その遺伝子は、2000年にアメリカで酵母菌の中から発見されました。それは、あらゆる生物も持っている遺伝子で、サーチュイン遺伝子といえます。この遺伝子は、普通は眠っているのですが、この遺伝子をONにすれば長寿になれる可能性があり、100歳、120歳ぐらいまでは生きられるらしいのです。

現在判っているサーチュイン遺伝子をONにする方法には2つあります。その一つが、カロリー制限で、30%のカロリー制限をすることです。昔から言われている「腹八分目」というのは理にかなっています。カロリー制限でサーチュイン遺伝子がONになると、この遺伝子が指揮者となり、ミトコンドリアが元気になり、老化を遅らせたり、年をとると免疫細胞が余計な攻撃を始めますが、その攻撃を抑えてくれたりします。

カロリー制限で若々しく長生きできることは、アカゲザルを20年以上飼育した実証試験で明らかになっていますが、それには、カロリー制限を一生続けなければいけません。食

べる幸福を味わいたい方には、レスベラトロールという薬剤の投与があります。アメリカでは、サプリメントとして既に発売されていますが、成分の純度は様々なようです。

人口が爆発的に増えたこれまでの世界では、食は質より量、そして安価であることが望まれています。長生きの秘訣は、美味しいものを少しだけいただくことにあるようです。

元気な長寿社会が、将来実現されるかもしれませんが、それはそれで、また新たな問題を生むかもしれません。

そこで、「フード・インク」です。ここに登場する家畜達は、生まれた時から食品(肉)として扱われ、愛もなく育てられ、牛が本来食べるものでない「コーン」を食べさせられ、殺されてミンチになり、ハンバーガーになっていく。野菜を買うより安いファストフードの具となっていくのです。豚も然り、鶏も然りで、工場で飼育され、ベルトコンベアで運ばれて殺されて肉となっていくのです。

それと対照的なのが、「ミツバチの羽音と地球の回転」の日本の舞台となる瀬戸内海に浮かぶ「祝島」の自給自足のような循環型農業です。この映画はドキュメンタリー映画です。一番心に残るシーンは、特産の枇杷を、目を細めて食べる親豚と子豚ちゃん達。この枇杷は、規格外のものをポイと山に捨てる。それを豚ちゃんが食べる。豚ちゃんは鼻で土を掘り起こし、糞は堆肥となる。それが畑になるのです。豚ちゃんは村からでる残飯を食べて、皆に可愛いがられて愛されて育ち、やがて食肉となる。あの豚ちゃんと、「フード・インク」に出てくる豚の肉とどちらのお肉を皆さんは食べたいと思いますか。私は、少なくとも、「フード・インク」に出てくる豚の肉は食べたくはありません。食べたくないけど、今までは食べていました。でも、もう絶対に食べたくありません。

この映画を見る前にスーパーで国産より安いブラジル産「マテ茶鶏」という鶏肉を購入しました。一体、マテ茶鶏ってどのような飼育法で育てた鶏なのでしょう。南米では、飲むサラダと言われ、多くの人に愛されているマテ茶。そのビタミンやミネラル分が豊富なマテ茶を飼料に配合し、植物性飼料100%で育てた鶏のことだそうです。安全・安心を追求したオリジナルブランドらしいのですが、何を根拠に安全で安心といっているのでしょうか。「植物性飼料100%」って具体的に何でしょう。疑問に思った私はネットで調べてみました。



ブラジルでは、一度も鶏インフルエンザが発症していないようです。全てのマテ茶鶏は、出荷までに2度の金属探知機でチェックします。カートンに記載されている管理番号から出荷された鶏舎を2〜3鶏舎までトレースバックすることができます。規格のチェックを行う専任の検査員を配置し、規格に合わせて原料の状態やカットの状態などをチェックし、安全・安心と高品質を薦めているようです(関東日本フード(株)HP参照)。

確かにこのようなマークが貼ってありました。でも、マテ茶鶏がどのような環境で飼育されたのかまでは判りませんでした。飼育に何日かけたのか。私が、気になるのは、精肉になる前の鶏の飼育環境です。

あるファーマーズマーケットに行った時、鶏卵農家の方とお話をする機会がありました。その方の鶏舎では、ご主人が特に飼料にこだわりを持っているようでした。余分な飼料を与えないため、古い餌を鶏が食べないように管理しているとのことでした。しかし、これ

には手間がかかり、収益を考えると割に合わず、息子に「継いでくれ」とは言えないと仰っていました。ここに「良い農業のやり方」と経済の壁があるような気がしました。

祝島の幸せそうな豚ちゃんの飼育は、GAPではどうなのでしょう。私は、「良い農業のやり方」だと思うので、適応だと思います。良い農業のやり方には、作物や家畜への「愛情」が欠かせないと思います。

例えば、今回の原発事故の被害にあって、計画的避難区域になっている「までいな町」飯舘村には、飯舘牛というブランド牛が非情事態になっています。それは、原発事故があったからです。村全体が放射能に汚染され安心して住むことが出来ない村になってしまったからです。

「ミツバチの羽音と地球の回転」の中に出てくる祝島では、自分達の農業、漁業を守るため、28年以上も原発反対運動をしています。このしっかりとした、ぶれない村民のアイデンティティに、行動力に感服しました。

彼らには「利権」がないから、「しがらみがないから」とても強いのではないのでしょうか。自分達の住む島を危険な原発から守りたいという一心です。何が裕福なのか、幸せな暮らしなのか、村の人々の叫び、屈託の無い笑顔から、私は、「原発は要らない！」とはっきり言えるようになりました。

この2つの映画を鑑賞して、食を通して見えてきたのは、スーパーや直売所に並ぶ農作物や精肉を見たとき、生産者の想いが伝わってくるような食べ物を選択したいと思いました。少なくとも、安価な精肉からは食品工場の飼育システムと利権が見え、ある程度高価な精肉からは、手塩にかけた畜産農家の愛情と手間（健全な飼育）が値段に反映されていると思いました。思いたい・・・です。

そこで、30%のカロリー制限をして長寿を目指す私としては、美味しいものを少しだけ、感謝をこめて「命をいただきます」と心から手を合わせていただきたいと思いました。食べ物の選択肢の奥が深くなり、心して食する、それが私の最初のアクションになりました。

JGAP 認証を取得した生産者の紹介《連載6》

《JA 金山酒米研究会》

（株）AGIC GAP 普及部長
田上隆多

JA 金山管内は、山形県の日本有数の稲作地帯であり、作付けの多くが契約栽培で行われています。酒米、もち米、減農薬米の3種類の栽培体系を中心とした研究会があり、それぞれのブランド形成を図っています。平成21年度からは、①販売先で売れる米作り、②環境保全型稲作による米作り、③生産履歴（トレーサビリティ）のための記帳運動による米作り、の3つのテーマを主軸としてブランドの強化に努めています。

JA 金山の酒米研究会は、JGAP 認証の取得を具体的な目標として生産体制の強化に取り組む、2010年9月に34名でJGAPの団体認証を取得しました。

取組み開始から認証の取得まで、次の8ステップで進められました。

- (1) 全体のGAP研修（座学で「GAPとは」を学ぶ）
- (2) GAP指導者研修（現地指導者を育成するための現地GAP指導①）

- (3) 生産者研修（全生産者に対しての現地での GAP 指導）
- (4) GAP 指導者養成研修（現地指導者を育成するための現地 GAP 指導②）
- (5) 生産者個別指導（現地指導者による全生産者への個別の GAP 指導）
- (6) シャドー監査（現地指導者による内部の GAP 監査のための現地目合せ）
- (7) 内部監査（現地指導者による全生産者に対しての GAP の内部監査、事務局監査）
- (8) JGAP 認証審査（JGAP 外部審査）

※また（1）～（7）と同時進行で、団体の GAP 管理体制の整備と監査を実施しました。

生産者 GAP 指導員、生産者が内部監査員

JA 金山の酒米研究会の GAP の取り組みにおける特徴の一つは、生産者が中心となって指導・監査を進めたことです。上記のステップ（2）（4）（5）および（6）（7）にあるように、酒米研究会では、生産者の中に GAP 指導者を育成し、生産者同士で GAP の指導や監査をする体制を構築していきました。推進体制として、近隣の約 10 名ごとに班を作り、班ごとに“班長・副班長”を置きました。まず、班長と副班長を現地の GAP 指導者として育成し、現地指導者らが率先して自らの農場の改善を進めました。その後、全生産者にも現地での GAP 研修を経験してもらった後に、現地指導員が模範を示しながら周りの生産者へ GAP を指導していきました。

卸売会社とのコラボレーション

もう一つの特徴は、以前から酒米の販売先である卸売会社と一体となって生産指導を行っており、GAP 導入に向けても生産者と一緒になって指導を図ったことです。生産指導に関する研修等では、JA の指導とともに卸売会社の研究員が技術的な指導を行っていました。

今回の GAP 導入においても、卸売会社の社員が生産者と同様に現地指導者となり、個別指導や監査に当たってきました。推進途中では、様々な課題が明らかになりましたが、JA や生産者だけでなく、卸売会社も一緒になって課題解決に取り組んできました。販売先が生産地に対して一方的に要求したり、生産地が販売先に対して一方的に主張したりするだけではない、生産地と販売先が共にブランドを作っていくという優れた体制です。これは、自然環境の面だけでなく、“産地ブランド”としても持続可能な開発体制と言えるのではないのでしょうか。

平成 23 年度は、農場管理体制のブラッシュアップ、JGAP 認証の対象人数の拡大を図っていく計画です。また、他の産地と同様に、現在も収束が見えない福島原発事故による放射能汚染リスクに対しても、長期的に監視し対応していくことになるでしょう。



GAP に取り組むアセアン諸国

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 石谷孝佑

ASEAN（アセアン、東南アジア諸国連合）は、1967 年の発足から既に 40 年以上を経過していますが、1990 年代に ASEAN 自由貿易地域（FTA）の創設に向けて動き出し、2003 年には ASEAN 共同体を創設することが合意されました。この ASEAN 共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の 3 本の柱からなっています。

21 世紀に入り、当面自由貿易を中心とした「ASEAN+3」、「ASEAN+6」を母体に

「東アジア共同体」の創設が政府間で論議されるようになってきました。このような中で、ASEAN加盟国の首脳は、2007年11月に「ASEAN憲章」に署名し、2008年に発効しました。このASEAN憲章により、現在ASEANを統一的な視点で再組織化しつつあり、2015年のASEAN共同体の創設を目指しています。

そのような中でASEANは、2015年には域内の農産物貿易の関税を完全に撤廃し、自由な貿易環境の構築を目指しており、そのため2008年6月に作成されたASEANGAPの5つのModuleの内、Food Safety Moduleを他のModuleに先行して2012年末までに普及体制や検査体制等を参加各国で整備することを目指しています。

これまでNational GAPとして精力的に普及を進めてきたタイのQGAPは、既に普及率が全農家数の約72%に達していますが、これについても来年末までにASEANGAPのとの同等性が求められています。ベトナムのVietGAPもNational GAPとして精力的に普及を進めており、2015年までに100%の普及を目指しています。

カンボジア、ミャンマー、ラオス等のGAP途上国における主な課題は、不法に侵入してくる外国産農薬の侵入阻止、自国産農薬の普及と適正管理、残留農薬等の検査体制の構築などであり、この支援のために日本やドイツ、FAOなどが技術と資金面での協力を行っています。

(用語解説-16) ASEANGAP 《アセアンギャップ》

このASEANGAPの規準と実践ガイドは、アセアン10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の各国代表2～3名が集まり、オーストラリア（AusAID）の協力の下で2008年に作成されたものです。2015年のアセアン共同体の創設までに、アセアン加盟各国がASEANGAPをベースにしたNational GAPを構築するか、既存のNational GAPについてはASEANGAPとの同等性を獲得し、アセアン域内での農産物の自由貿易が可能になる背景作りを目指しています。



ASEANGAPは、1つのガイドと4つのモジュール（Food Safety Module、Produce Quality Module、Environment Management Module、Worker Health, Safety and Welfare Module）からなっています。

なお、この著作権を持つアセアン事務局はインドネシアの首都ジャカルタにあり、編集を担当したオーストラリア政府は第一次産業省です。

食品安全モジュール

1. はじめに

1.1 目的とガイドの概要

1.2 ガイドの章立て

2. 危害と汚染源



ASEAN(東南アジア諸国連合)

- 2.1 化学的危険 2.2 生物的危険 2.3 物理的危険
- 3. GAP の要求事項
 - 3.1 サイトの履歴と管理 3.2 植栽資材 3.3 肥料と土壌添加剤 3.4 水
 - 3.5 化学資材 3.6 収穫と荷扱い 3.7 トレーサビリティとリコール
 - 3.8 訓練 3.9 書類と記録 3.10 実践のレビュー
- 4. 自己評価用チェックリスト
- 5. 書類と記録の事例

農産物品質モジュール

- 1. はじめに
 - 1.1 目的とガイドの概要 1.2 ガイドの章立て
- 2. 危険と品質ロスの原因
 - 2.1 品質危険 2.2 生産過程における品質ロス
 - 2.3 収穫時の品質ロス 2.4 収穫後の荷扱い時の品質ロス
- 3. GAP の要求事項
 - 3.1 品質計画 3.2 植栽資材 3.3 肥料と土壌添加剤 3.4 水
 - 3.5 化学資材 3.6 収穫と荷扱い 3.7 トレーサビリティとリコール
 - 3.8 訓練 3.9 書類と記録 3.10 実践レビュー
- 4. 自己評価用チェックリスト
- 5. 品質計画の事例
- 6. 書類と記録の事例



環境管理モジュール

- 1. はじめに
 - 1.1 目的とガイドの概要 1.2 ガイドの章立て
- 2. 環境の危険
- 3. GAP の要求事項
 - 3.1 サイトの履歴と管理 3.2 植栽資材
 - 3.3 土壌と基質 3.4 肥料と土壌添加剤 3.5 水 3.6 化学資材
 - 3.7 収穫と荷扱い 3.8 廃棄物とエネルギー効率 3.9 生物多様性
 - 3.10 空気 3.11 訓練 3.12 書類と記録 3.13 実践のレビュー
- 4. GAP の自己評価用チェックリスト
- 5. 書類と記録の事例

GAP 規範委員会

『読者の皆様へ』

● 『日本 GAP 規範』 1-0 版（幸書房、一般社団法人日本生産者 GAP 協会）

—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範』が完成しました。農業生産の必携の書「良い農業の道しるべ」としてご活用下さい。昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が約半分になり、適正農業を行っていく上で必要な実践に絞り込んだ内容になっています。GAP の教育や GAP の推進に是非お役立て下さい。

●**イングランド版「適正農業規範」－私達の水・土壌・大気の保護－**

－農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範－ 山田正美 訳
一般社団法人日本生産者 GAP 協会

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド版適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、日本農業のあり方の指針になるものです。『日本 GAP 規範』と併せて是非お読み下さい。

●**『日本適正農業規範（未定稿）』 日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編**

－環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範－

『日本適正農業規範（暫定版）』のもとになった GAP 規範で、残部も少なくなっていますので、この機会に「未定稿」も是非ご購入下さい。

これまでの GAP シンポジウムの資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非お目通し下さい。
（出版委員会）

【編集後記】

4月の末、生肉を食べる料理のユッケで O-111 による重大な食中毒事故が起こり、4人の死者が出た。多くのお客は「生で食べる肉については、流通が改善されているのだろう」、「生食の肉については、特別の取扱いがなされているだろう」と思っていたようだ。しかし、実態は O-157 の時と何も改善されておらず、一層進む安売りの中で安全性が以前よりもおろそかになっていたともみえる。

国（厚労省、農水省）の食品安全行政は、その大きな枠組みの中でリスク分析の3つの要素（リスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーション）が適用され行われるものであるとして、その手順書が示され、リスク管理の標準手順フローチャートまで示されている（「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/pdf/risk_tejunsyo.pdf）。

多くの人達が生のユッケを食べ、生焼けの内臓肉を食べていたのに、関係者が何故その危険性に気が付かなかったのであろうか。中毒などの危険性に気が付いていても、何故その対策に手が付かなかったのであろうか。上に示した資料の「リスク管理の標準手順フローチャート」によると、リスク管理は「新しいリスク情報・データの入力」による「問題点の特定」から始まっている。これでは担当部署の職員のリスク認識がなければ、リスク認識を持った責任ある関係者がいなければ、このフローチャートは始まらないようになっている。

食品安全のリスク分析の3つの要素としてリスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションが重要であり、これらは食品安全行政の中で適用されるものとされている。私達は、リスク管理で一番大切なものは、まずリスクの有無を感じ取る「リスク認識」であり、この「リスク認識」は、教育と経験によって養われるものであると考えている。同じものを見ても、そこに潜在的なリスクがあるのを見極める目がなければ見過ごされ、見極める目があればリスクとしてしっかり認識され、その後の対策が適切にとられるものと考えている。

原発事故による放射能汚染も立派なリスクであると思っているが、一向に適切なリスク管理が進んでいない。リスクの判断基準となる規制値の説明や汚染の実態を示すマップすらできていない。しかし、そこには国の思惑が見え隠れする。リスクを明確に示すと、大

都市の大規模な避難が必要になるかもしれず、それを避ける意味でも、同心円と行政区によるあいまいなリスクの可能性を示すにとどめ、多くの子供達の被爆リスクを放置しているように見える。

併せて、放射能量、放射線量の基準自体が暫定であり、明確な説明が不足しており、極めて曖昧なこともリスクの判断を鈍らせている。例えば、水道水の放射性物質の基準は、3月17日迄は、放射性沃素は10ベクレル、セシウムも10ベクレルであったが、汚染が判ると、翌日から沃素は300ベクレル、セシウムは200ベクレルに大幅に修正された。食品の放射能についても、牛乳は飲料水と同じであり、その他の青果物、穀類、肉・卵・魚などのセシウムは、いずれも500ベクレルに設定された。混乱したのはお茶などの乾燥食品である。水分を飛ばしただけで実質数倍以上厳しくなる荒茶などの乾燥食品は、基準自体の適正が疑われ、生産側は放射能を測定しないことを決めたところもある。

放射線量の方も、従事者の年間許容限度は50ミリシーベルト(mSv)であったものが、事故が深刻になると250mSvに引き上げられた。一般人の許容限度も国際放射線防護委員会が示す1mSvから、大人・子供の区別なく年間10mSvに引き上げられ、内閣官房参与が涙の辞任会見をするというハプニングもあった。文部科学省が校庭の利用基準を定めた「年間線量20mSv以下」の基準も問題視され、市町村が独自の基準を作る動きもある。

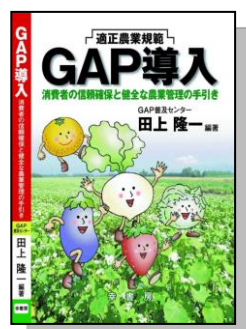
いづれにしても、基準の信頼性というのが、リスクを判断する上で非常に重要なことであり、それを感じ取るリスク認識が併せて重要であることは自明である。(食讚人)

【目指すGAPの理念】適切な農業管理(GAP)は、農業生産者の守るべきマナーです。GAPは、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

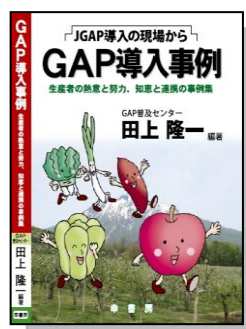
GAPは、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行、気候・風土などに適合した「日本農業のあるべき姿」を規定する「日本GAP規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices)と、それを評価するための「物差し」である「日本GAP規準」が不可欠です。一般社団法人日本生産者GAP協会は、これらの資料と活用するシステムを構築し、日本農業におけるGAPを実現します。

《GAPシリーズ》 定価(本体1,900円+税)

日本におけるGAP導入の先駆者『GAP普及センター』の書籍です。



2009年冬刊



2009年夏刊

《GAP シンポジウム資料集》 定価（本体 1,500 円税込）

「日本農業を救う GAP は」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



2009年冬刊



2009年夏刊



2010年4月刊



2010年10月刊

『イングランド版適性農業規範』
定価（本体 1,500 円税込）

『日本適性農業規範』（未定稿）
定価（本体 1,500 円税込）

『日本 GAP 規範』
定価（本体 2,500 円）
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



2010年4月刊



2010年10月刊



2011年5月刊

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の

正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円

団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円

団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、農産物の安全性を確保して消費者を守り、併せて生産者自身の健康を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システム等に合った GAP（適正農業管理）の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の編集・出版、GAP シンポジウム、各種セミナー等の企画・開催業務を担うとともに、個々の生産団体や生産者等の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024

E-mail : mj@fagap.or.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC (エージック) の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」、「産地での GAP 指導」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024

E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>